

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年10月5日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：24件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉給水ポンプ（B）用潤滑油フィルタ出口温度計の取付け部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	2号機	給水加熱器ドレンポンプ（C）の軸受部に微量の油溜まりが認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	3号機	排風機建屋送風機（B）出口ダンパの動作不良（固着）により、当該送風機が自動停止したため、当該ダンパを点検・修理	D	
4	3号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置用冷却水系の散水ポンプ（B）運転時、冷却塔（B）内冷却フィンへの散水不良が認められたため、散水用配管を点検・清掃	D	
5	4号機	原子炉建屋地階トラス室内における点検用足場設置作業前の放射線測定において、当該区域の雰囲気線量率が当初予想より高目であったことから、配管用鉛遮へい材の取付作業を予定外で実施したため、対応検討	C	
6	4号機	電気品室局所空調機の冷却用海水入口弁に動作不良（操作ハンドルの空回り）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
7	4号機	非常用ディーゼル発電機（A）用海水入口配管ドレン弁に開動作不能（閉固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	4号機	定期事業者検査（供用期間中検査）における超音波探傷検査の準備作業実施中、探傷検査用の探触子に故障が認められたため、当該探触子を点検・修理	D	
9	5号機	復水脱塩装置樹脂再生処理用屋外敷設の硫酸供給配管用温度検出器の点検において、絶縁不良が認められたため、当該検出器を交換	D	
10	5号機	給水加熱器ドレン・ベント系のレベル調整弁（6台）の点検において、開閉動作所要時間に管理値外れが認められたため、当該弁調整器を交換	D	
11	5号機	給水加熱器（C）用ドレンレベル調整弁及びドレン排出弁の点検において、弁体及び弁座に浸食が認められたため、当該部品を交換	D	
12	5号機	タービン建屋大物搬入口脇の床ドレン配管の表面に発錆が認められたため、当該配管を補修塗装	D	
13	5号機	タービン建屋地階南側トレンチ内に液体漏えいの可能性を示す警報が発生し、残留熱除去海水系配管の壁貫通部ラバーブーツのドレン管より当該トレンチ内へ地下水が流入（約50リットル、汚染無し）していたため、対応検討	D	
14	5号機	定期事業者検査（制御棒駆動機構機能検査）において、挿入・引抜きに要する時間に判定基準値外れの制御棒（6本）が認められたため、調整後、再検査	D	
15	6号機	タービン建屋換気空調系給気ファン室南西側に設置されている火災報知器が誤作動したため、当該火災報知器を点検・修理	D	
16	6号機	主発電機水素ガス冷却系用水素ポンベの本体と出口配管を接合するナットにねじ山破損が認められたため、当該接合部を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
17	6号機	湿分分離器（B）用ドレンタンクのレベル信号変換器用現場盤の保護用金網に破損が認められたため、当該金網を点検・修理	D	
18	6号機	高圧復水ポンプ（C）用潤滑油圧カスイッチの検出配管との接続部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
19	6号機	高圧復水ポンプ（A）用潤滑油圧カスイッチの検出配管との接続部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
20	集中環境施設	補助ボイラ（C）への供給重油流量積算計入口側のストレーナに詰りが認められたため、当該ストレーナを点検・清掃	D	
21	集中環境施設	高温焼却炉設備の希釈用空気ファンの入口側伸縮継手にピンホールが認められたため、当該部を点検・修理	D	
22	その他	海生物処理設備の洗浄排水移送ポンプ（B）に詰まりが認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
23	その他	使用済燃料共用プール廻り手摺カバー取付作業において、新製の手摺カバー本体に溶接した袋ナット頭部に破損跡が認められたため、当該部を修理	D	
24	その他	使用済燃料共用プール設備の監視用TVモニタ装置（3）に映像不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで